

白井市市長交際費の支出状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）第15条の規定により、市政に関する情報を積極的に提供するため、市長交際費の支出状況の公表（以下「公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 公表する情報は、市長交際費の支出に係る情報のうち、次に掲げる情報とする。

- (1) 支出項目
- (2) 支出年月日
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる情報のうち、個人情報を保護するうえで必要と認められるときは、当該情報の全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の時期及び方法)

第3条 公表は、毎月15日以後に当該月の前月に支出された市長交際費について行う。

2 公表は、市のホームページへの掲載及び市役所情報公開コーナーにおける閲覧により行う。

(事務の処理)

第4条 公表に係る事務は、総務部秘書課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に支出される市長交際費について適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。